

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 調達番号 | 医経005 |
| (2) 調達件名及び数量 | 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科循環器内科学講座で使用するアデノ随伴ウイルス (AAV) ベクターの製造、および品質評価 |
| (3) 納入期限 | 令和8年12月28日 |
| (4) 納入場所 | 大阪大学大学院医学系研究科循環器内科学講座 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 仕様書特記事項「4. 受注者の条件」を満たしている者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書および受注者の資格及び条件を満たすことを証明する書類の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係
電話 06-6879-3099
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和8年9月10日(木) 17時 15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

(一般事項)

1. 請負の表示 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科循環器内科学講座で使用するアデノ随伴ウイルス (AAV) ベクターの製造、および品質評価
2. 請負完了期限 2026 年 12 月 28 日
3. 請負場所 受注者の保有、関連する施設において行うものとする。
4. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. 代金の支払 納品確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
6. その他 詳細については発注者・受注者協議のうえ行うものとする。

(特記事項)

1. 受注者は別紙詳細仕様書に基づき、製造および品質評価業務を下記のとおり行うものとする。
2. 受注者は請負完了後、完了報告書を作成し、国立大学法人大阪大学医学系研究科外部資金第二係へ提出するものとする。
3. 業務において必要な施設、用具、消耗品等は、受注者側にて用意するものとする。
4. 受注者の条件
 - ・受注者は代理店として本業務を受注する場合、代理店であることが分かる資料を提出すること。
 - ・日本国内で製造できること。
5. 受注者は、代理店として本業務の一部を第三者に実施させる場合、当該第三者に対して、本業務に係る契約事項を遵守させる責任を負うものとする。
6. 受注者は、業務上知り得た機密情報を発注者の承諾なく一切他に漏らしてはならない。ただし、受注者が代理店として業務の一部を第三者に実施させる場合、当該第三者に業務実施に必要な情報を提供することについてはこの限りではない。
7. その他詳細については、発注者・受注者間で協議の上で定めるものとする。

受注者は以下の通り、業務を行うものとする。

1. 作業内容 アデノ随伴ウイルス（AAV）ベクターの製造および品質評価業務を下記条件において行う。

1) AAV ベクターの製造内容

セロタイプ		AAV2		AAV9	
GOI		GOI① GOI②		GOI① GOI②	
製造量	GOI①	5 x10 ¹² vg 以上	×2	7.2 x10 ¹³ vg 以上	×1
	GOI②	5 x10 ¹² vg 以上	×2	1.2 x10 ¹³ vg 以上	×1

2) AAV ベクター製造方法

- ・浮遊ヒト細胞（国産細胞）による AAV ベクター産生を行う。
- ・アフィニティークロマトグラフィーおよび密度勾配超遠心による精製を行う。
- ・AAV ベクターの完全粒子率は 90%以上とする。

3) 下記 AAV ベクターの項目について品質分析を実施

- ・デジタル PCR によるベクターゲノム力価の測定
- ・超遠心分析による AAV ベクターの完全粒子比率の測定
- ・CE-SDS によるウイルスタンパク質純度および VP 構成比率の測定
- ・CE-LIF による内包核酸の構成の測定
- ・エンドトキシン濃度の測定

2. 成果物および本業務によって知り得た情報を、本業務以外の目的に使用しないとともに、発注者の許諾なく第三者に譲渡しないこと。ただし、受注者が代理店として業務の一部を第三者に実施させる場合、当該第三者に成果物および本業務によって知り得た情報を譲渡することについてはこの限りではない。

3. 発注者から要求があった場合又は本業務が終了した場合、遅滞なく該当する本情報を返却する。また、記録媒体で保管されている本成果情報等の扱いについても発注者との協議のうえ、破棄もしくは消去するものとする。
4. 納品物
 - ・完了報告書および成果物（AAVベクター溶液および分析証明書）

以上

第2号様式

見 積 書

調達番号：医経005

調達件名：国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科循環器内科学講座で使用するアデノ随
伴ウイルス（AAV）ベクターの製造、および品質評価

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式
参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを
有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科循環器内科学講座で使用するアデノ
随伴ウイルス (AAV) ベクターの製造、および品質評価

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 研究科長 石井 優と受注者との間において、上記の請負業務 (以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を発注者の許諾なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、受注者の保有、関連する施設において行うものとする。
- 第5条 契約期間は、契約締結日から令和8年12月28日までとする。
- 第6条 受注者は、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。
- 第7条 請負代金は1回に支払うものとし、業務完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。
- 第9条 契約保証金は免除する。
- 第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

発注者
大阪府吹田市山田丘2番2号
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科
研究科長 石井 優 印

受注者

別 紙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者（受注者が本業務を解析業者等の代理店として受注した場合においては当該解析業者等を除く。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。